

- 土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2309号農林水産農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<u>土地改良施設突発事復旧・防止事業</u>（補助）実施要領 第1 趣旨 本事業の実施については、<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業</u>（補助）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。 第3 事業内容 要綱第4の1の（3）の「農村振興局長が別に定めるもの」は、次の各号に掲げるものをいう。 1～4 （略） 5 前各号に掲げるもののほか、要綱第8の規定による事業費の決定前に施行した工事のうち、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）が<u>当該工事</u>の全部又は一部とすることが適当と認めるもの 第4 実施要件 1 要綱第5の1ただし書の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものとする。 （1）有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧<u>又は事故の防止</u>	<u>土地改良施設突発事故復旧事業</u>（補助）実施要領 第1 趣旨 本事業の実施については、<u>土地改良施設突発事故復旧事業</u>（補助）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。 第3 事業内容 要綱第4の3の「農村振興局長が別に定めるもの」は、次の各号に掲げるものをいう。 1～4 （略） 5 前各号に掲げるもののほか、要綱第8の規定による事業費の決定前に施行した工事のうち、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）が<u>復旧工事</u>の全部又は一部とすることが適当と認めるもの 第4 実施要件 1 要綱第5の1ただし書の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものとする。 （1）有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧

- (2) 車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が 120 センチメートル以上残されたものをいう。）のみに係る復旧又は事故の防止
- (3) 溪流又は山腹において直高 150 センチメートル未満の石垣又は板柵類のみに係る復旧又は事故の防止
- (4) 森林植生のみに係る復旧又は事故の防止
- (5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧又は事故の防止
- 2～5 （略）

第5 事業の実施等

- 1 要綱第6の1の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第2－1号の事故報告書とする。
- 2 要綱第6の2の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第2－2号の事故兆候報告書とする。
- 3 要綱第7の1の(1)の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第3－1号の突発事故復旧事業計画書とし、要綱第7の1の(2)の規定により都道府県知事が地方農政局長に提出するときは、併せて別記様式第4号の事業採択申請書を添付するものとする。当該計画書等の提出を行う場合において、当該工事が竣工しているときは、当該工事の竣工を確認することができる書類をこれに添付するものとする。
- 4 要綱第7の2の(1)の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第3－2号の事故防止事業計画書とし、要綱第7の2の(2)の規定により都道府県知事が地方農政局長に提出するときは、併せて別記様式第4号の事業採択申請書を添付するものとする。

- (2) 車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が 120 センチメートル以上残されたものをいう。）のみに係る復旧
- (3) 溪流又は山腹において直高 150 センチメートル未満の石垣又は板柵類のみに係る復旧
- (4) 森林植生のみに係る復旧
- (5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧
- 2～5 （略）

第5 事業の実施等

- 1 要綱第6の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第2号の事故報告書とする。
(新設)
- 2 要綱第7の1の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第3号の突発事故復旧事業計画書とし、要綱第7の2の規定により都道府県知事が地方農政局長に提出するときは、併せて別記様式第4号の事業採択申請書を添付するものとする。
- 3 要綱第7の2の規定により事業計画書等の提出を行う場合において、当該工事が竣工しているときは、当該工事の竣工を確認することができる書類をこれに添付するものとする。
(新設)

のとする。

- 5 要綱第7の1の(1)の現地調査は、要綱第3の1の各号に示す原因の有無に留意して行うものとし、併せて施設の原形及び被害状況を調査するものとする。
- 6 要綱第7の2の(1)の予備調査は、要綱第5の4の(2)の各号に示す事故の兆候並びに当該事故が発生した場合の地域の社会及び経済に及ぼす影響に留意して行うものとする。
- 7 要綱第8の1に規定する採択の通知は、別記様式第5号の土地改良施設突発事故復旧・防止事業費決定通知書により行うものとする。
- 8 要綱第8の2の「軽微なもの」とは、当該土地改良施設突発事故復旧・防止事業の事業費の変更であって、増加又は減少する工事費の額（設計単価又は歩掛の変更に伴い増加又は減少する工事費の額を除く。）が、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する額を超えないものをいう。
- 9 都道府県知事は、要綱第8の2の規定により事業計画に関する書類の変更についての協議を行おうとするときは、当該変更に係る部分を明らかにした上で、当該土地改良施設突発事故復旧・防止事業の事業費の総額の増減その他の必要な事項を記載した別記様式第6号の協議書を提出しなければならないものとする。
- 10 要綱第8の3に規定する報告は、土地改良施設突発事故復旧・防止事業を中止又は廃止した後、遅滞なく、その旨を記載した別記様式第7号の報告書を提出して行わなければならない。

第6 補助の対象としない工事費

要綱第10に定める工事費のうち、次に掲げるものは補助の対象としない。

- 4 突発事故の現地調査は、要綱第3の1の各号に示す原因の有無に留意して行うものとし、併せて施設の原形及び被害状況を調査するものとする。

(新設)

- 5 要綱第8の1に規定する採択の通知は、別記様式第5号の土地改良施設突発事故復旧事業費決定通知書により行うものとする。
- 6 要綱第8の2の「軽微なもの」とは、当該土地改良施設突発事故復旧事業の事業費の変更であって、増加又は減少する工事費の額（設計単価又は歩掛の変更に伴い増加又は減少する工事費の額を除く。）が、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する額を超えないものをいう。
- 7 都道府県知事は、要綱第8の2の規定により事業計画書等の変更についての協議を行おうとするときは、当該変更に係る部分を明らかにした上で、当該土地改良施設突発事故復旧事業の事業費の総額の増減その他の必要な事項を記載した別記様式第6号の協議書を提出しなければならないものとする。
- 8 要綱第8の3に規定する報告は、土地改良施設突発事故復旧事業を中止又は廃止した後、遅滞なく、その旨を記載した別記様式第7号の報告書を提出して行わなければならない。

第6 補助の対象としない工事費

要綱第10に定める工事費のうち、次に掲げるものは補助の対象としない。

1 要綱第7の規定により提出した事業計画に関する書類の基礎となった設計の程度を超過して施行した場合における当該超過部分に相当する工事費

2・3 (略)

4 工事発生品で、土地改良施設突発事故復旧・防止事業に使用できるものと同じ効用をもつ材料を購入する場合における購入費に相当する費用

第7 緊急応急工事の取扱い

1 要綱第11における緊急応急工事の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 事業費の決定以前に施行した緊急応急工事（以下「施行済応急工事」という。）の費用は、次のように算出される金額とする。

ア・イ (略)

A (略)

B：要綱第7の1の(2)のウにより地方農政局長に協議し、その同意を得た設計単価及び歩掛により施行済応急工事に要する費用を算出した場合の当該算出額

2 (略)

第8 その他

1～4 (略)

5 平成30年5月末日までに発生した突発事故で、本事業を実施する場合に別記様式第1号を用いるときは、第4の4の(2)の規定にかかわらず、要綱第7の1の(2)の規定により提出する事業計画に関

1 要綱第7の規定により提出した事業計画書等の基礎となった設計の程度を超過して施行した場合における当該超過部分に相当する工事費

2・3 (略)

4 工事発生品で、土地改良施設突発事故復旧事業に使用できるものと同じ効用をもつ材料を購入する場合における購入費に相当する費用

第7 緊急応急工事の取扱い

1 要綱第11における緊急応急工事の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 事業費の決定以前に施行した緊急応急工事（以下「施行済応急工事」という。）の費用は、次のように算出される金額とする。

ア・イ (略)

A (略)

B：要綱第7の2の(3)により地方農政局長に協議し、その同意を得た設計単価及び歩掛により施行済応急工事に要する費用を算出した場合の当該算出額

2 (略)

第8 その他

1～4 (略)

5 平成30年5月末日までに発生した突発事故で、本事業を実施する場合に別記様式第1号を用いるときは、第4の4の(2)の規定にかかわらず、第7の2の規定により提出する事業計画書等に添付する

する書類に添付するものとする。

6 (略)

別記様式第 2 - 1 号

事 故 報 告 書

番 号
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿
地方農政局長又は
沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

年 月 日から 月 日までの突発事故により土地改良施設等下記
のとおり被害が発生したため、土地改良施設突発事故復旧・防止事業
(補助) 実施要綱 (平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号) 第 6 規
定により報告します。

記 (略)

別記様式第 2 - 2 号

事 故 兆 候 報 告 書

ものとする。

6 (略)

別記様式第 2 号

事 故 報 告 書

番 号
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿
地方農政局長又は
沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

年 月 日から 月 日までの突発事故により土地改良施設等下記
のとおり被害が発生したため、土地改良施設突発事故復旧事業 (補助)
実施要綱 (平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号) 第 6 規定により
報告します。

記 (略)

(新設)

番 号
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿

（ 地方農政局長又は
沖縄総合事務局長 ）

（ 都道府県知事
〇〇所長 ） 氏 名

年 月 日から 月 日に土地改良施設等により下記のとおり事故の兆候を確認したため、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号）第 6 の規定により報告します。

記

1 事故兆候の概要

- (1)施設概要（管理主体、施設名、工種）
- (2)事故兆候発生部位・箇所（延長）
- (3)事故兆候の状況
- (4)二次被害のおそれ（防災対策の措置の有無）

注 工種は別表の区分に従って記載する

2 事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響の概要

(1)農地及び土地改良施設の被害額 (単位：千円)

市町村名	被害報告額	左 の 内 訳												備 考
		土 地 改 良 施 設												
		農 地			パイプライン		用排水機場		開 水 路		………		小 計	
		箇 所	面積	金額	箇 所	金額	箇 所	金額	箇 所	金額	箇 所	金額	箇 所	金額

			(ha)											

注 土地改良施設の内訳欄は、上記事故概要の工種に準じて記入する

(2) 農地及び土地改良施設以外の主な被害

一 般 災 害				施 設 関 係 被 害			
区 分		数 量	備 考	区 分		数 量	金 額
罹災総数	世帯員	世帯人		河川	箇所	千円	
	海岸			砂防施設	//		
				林地荒廃防止施設	//		
人的被害	死者	人		地すべり防止施設	//		
	行方不明	//		急傾斜地崩壊防止施設	//		
	負傷	//		道路	//		
建物被害				港湾	//		
				漁港	//		
				下水道	//		
				都市公園	//		
				計	//		
	全壊	棟		電線	箇所		
	半壊	//		ガス	//		
	流失	//		水管	//		
	一部破損	//		水	//		
	床上浸水	//		計	//		
建物被害	床下浸水	//					
	非住家	//					
	計	//					
				その他			

(3) 特記事項

注 国営、代行土地改良事業として施行中又は施行済の事業、応急対策を実施したもの等の被害概況を記載する

(4) 写真

別記様式第 3－1 号

年	月	日	発生
(施	設	名)	
			地区
突発事故復旧事業計画書			
<u>(応急工事計画書)</u>			
			都 道 府 県 名
			市 町 村 名
			土地改良 (連合) 名

第 1 表 (略)

注 (削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

別紙様式第 3 号

年	月	日	発生
(施	設	名)	
			地区
突発事故復旧事業計画書			
(新設)			
			都 道 府 県 名
			市 町 村 名
			土地改良 (連合) 名

第 1 表 (略)

- 注 1 関係面積は、被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設により受益する地域の面積を記入すること
- 2 受益面積は、被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって直接受益する地域の面積を記入すること
- 3 受益戸数は、被害を受けた農地又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって直接受益する農地について、耕作の事業を行う戸数を記入すること
- 4 工種は別表の区分に従って記入すること

(削る。)

- 1 面積(ha)は整数とし、小数点以下1位を四捨五入すること
- 2 「事業費総括」「工事費内訳」「応急工事費内訳」「地元負担内訳」及び図面を添付すること
- 3 第4の3の場合にあつては、被害状況の欄に(1)から(3)までのうちいずれか該当する被害を記載すること。

第2表～第6表 (略)

添付図面 (略)

(1)～(5) (略)

(参考)

突発事故復旧事業計画書記載要領

項目	記載要領
第1表 計画概要	<u>土地改良法施行規則(昭和24年農林水産省令第75号。以下「規則」という。)第40条の規定に基づき、目的及び同条第1号から第6号までに掲げる事項を記載するものとし、その記載要領は以下のとおりとする。</u>
事業名	
事故発生年月日	
施行位置	<u>本事業の施行に係る地域の所在を記載する。</u>
関係面積	<u>被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設により受益する地域の面積を記載する。</u>
受益面積	<u>被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって受益する地域の面積を記載する。</u>
受益戸数	<u>被害を受けた農地又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって受益する農地について、耕作の事業を行う戸数を記載する。</u>
工種	<u>別表の区分に従って記載する。</u>
工期	<u>工事の着手及び完了の予定時期を記載する。</u>
事業量	<u>農地にあつては田畑別の面積(ha)を記載する。</u>
事業費	
被害状況	<u>突発事故被害後の状況を記載する。</u>

5 事業量の欄には、農地にあつては田畑別の面積(ha)を記入すること

6 面積(ha)は整数とし、小数点以下1位を四捨五入すること

7 「事業費総括」「工事費内訳」「応急工事費内訳」「地元負担内訳」及び図面を添付すること

8 第4の3の場合にあつては、被害状況の欄に(1)から(3)までのうちいずれか該当する被害を記載すること。

第2表～第6表 (略)

添付図面 (略)

(1)～(5) (略)

(新設)

当該施設の管理状況	当該施設の突発事故被害前の状況（管理状況等）を記載する。
復旧工事計画	本事業の目的、一般工事計画、主要工事計画及び効果を記載する。
第2表 事業費総括	工事費を記載するとともに、工事費の内訳として、本工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶機械器具費を記載する。
第3表 工事費内訳	土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日52構改D第24号）に基づき、工事費の内訳を記載する。
第4表 応急工事費内訳	応急工事費の内訳として、本工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶機械器具費を記載する。
第5表 地元負担内訳	負担割合と事業費に対する負担額を記載する。
第6表 関連事業	復旧を直轄事業で実施する場合は、直轄事業に関する内容を記載する。
添付図面	規則第40条第7号に掲げる現況図、計画図その他当該土地改良事業に関する図面等を添付する。

別記様式第3－2号

事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）

第1章 目的

第2章 地域及び地積

第1節 地域

（新設）

第2節 地積

第3章 一般計画

第4章 対象施設の状況

第1節 用水施設

1 貯水池

2 頭首工

3 揚水機

4 用水路

5 その他かんがい施設

第2節 排水施設

1 排水水門

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第3節 その他の施設

第4節 周辺環境

第5章 主要工事計画

第1節 要旨

第2節 用水施設

1 貯水池

2 頭首工

3 揚水機

4 用水路

5 その他かんがい施設

第3節 排水施設

1 排水水門

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第4節 その他の施設

第6章 附帯工事計画

第7章 工事の着手及び完了の予定時期

第8章 環境との調和への配慮

第9章 事業費の総額及び内訳

第10章 効用

第11章 関連する事業

1 基本事業

2 維持管理事業

3 その他の関連事業

第12章 現況・計画図面

1 現況平面図

2 計画平面図

3 主要構造図

4 図面目録

注：章、節に該当する事項のない場合は、当該章、節を記載しないこととする。

第1章 目的

第2章 地域及び地積

第1節 地域

第2節 地積

(年月現在) (第1表)

現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	計 (ha)	備考
(合計)				

第3章 一般計画

第4章 対象施設の状況

第1節 用水施設

1 貯水池

(第2表-1)

名称				位置					管理	管理受託	受益	基本事業			備考
堤体	型式	堤高	堤長	堤体積	有効 貯水量	年間利 用水量	集水 面積	満水 面積	委託	年月日	面積	造成工期	造成 工事費	受益 面積	
		m	C	千 m ³	千 m ³	千 m ³	km ²	km ²			ha	年度～年度	千円	ha	
洪水吐	型式	設 計 高	取水	型式	最大	そ の 他									
		水 流 量	設備		取水量										
		m ³ /s			m ³ /s										
工事を必要とする理由															

2 頭首工

(第2表-2)

名称			型式		河川名		位置		基本事業						備考
河川状況（セキ地点）			堤長		洪水吐		取水施設		管理	管理受託	受益	造成工期	造成	受益	
流域面積	計画高水量	平均河床標高	固定部	可動部	型式	ゲート	型式	取水量	受託者	年月日	面積		工事費	面積	
km ²	m ³ /s	ELm	m	m		皿スパン		m ³ /s			ha	年度～年度	千円	ha	
土砂吐		護床工		付帯施設											
排砂流量	ゲート	延長	構造												
m ³ /s	皿スパン	m													
工事を必要とする理由															

3 揚水機

(第2表-3)

名称			関係河川名				位置				管理	管理受託	受益	基本事業			備考	
ポンプ								原動機		その他 の施設		受託者	年月日	面積	造成工期	造成	受益	
型式	台数	口径	揚水量	実揚程	運 転 時間	種類	動力	工事費	面積									
		mm	m ³ /s	m ³ /s	hr/日		KW PS					ha	年度～年度	千円	ha			

工事を必要とする理由	
------------	--

4 用水路

(第2表-4)

水路名	最大 通水量	延長			管理 受託者	管理受託 年月日	受益 面積	基本事業				備考
		開渠	トンネル	計				造成工期	造成 工事費	受益 面積	末端支 配面積	
	m ³ /s	m	m	m			ha	年度～年度	千円	ha	ha	
工事を必要とする理由												

5 その他かんがい施設

第2節 排水施設

1 排水水門

(第3表-1)

水路名	流域 面積	計画		排水本川			管理 受託者	管理受託 年月日	受益 面積	基本事業			備考
		排水量	地区内 たん水深	名称	計画 洪水量	計画 洪水位				造成工期	造成 工事費	受益 面積	
	m ³ /s	m	m	m	m	m			ha	年度～年度	千円	ha	
工事を必要とする理由													

- 2 排水機
- 3 排水路
- 4 その他排水施設

第3節 その他の施設

第4節 周辺環境

第5章 主要工事計画

第1節 要旨

第2節 用水施設

1 貯水池

(第4表－1)

<u>改修力所</u>	<u>改修工事内容</u>		<u>備考</u>
	<u>構造</u>	<u>数量</u>	
<u>堤体</u>			
<u>洪水吐</u>			
<u>取水設備</u>			
<u>-----</u>			

2 頭首工

(第4表－2)

<u>改修力所</u>	<u>改修工事内容</u>		<u>備考</u>
	<u>構造</u>	<u>数量</u>	

取水口			
取水堰			
附帯施設			
管理施設			

3 揚水機

(第4表－3)

改修カ所	改修工事内容		備考
	構造	数量	
ポンプ			
原動機			
吸水槽			

4 用水路

(第4表－4)

水路	改修工事内容		備考
	構造	数量	

5 その他かんがい施設

第3節 排水施設

1 排水水門

2 排水機

- 3 排水路
- 4 その他排水施設

第4節 その他の施設

第6章 附帯工事計画

第7章 工事の着手及び完了の予定時期

第8章 環境との調和への配慮

第9章 事業費の総額及び内訳

第10章 効用

第11章 関連する事業

- 1 基本事業
- 2 維持管理事業
- 3 その他の関連事業

第12章 計画図面

- 1 現況平面図
- 2 計画平面図
- 3 主要工事図面
- 4 図面目録

(参考)

事故防止事業計画書記載要領

項目	表番号	記載要領
第1章 目的		事業の目的を簡潔に記載する。
第2章 地域及び地積		
第1節 地域		地域とは、本事業の施行に係る地域をいい、〇〇県〇〇市、〇〇郡〇〇町と全ての関係市町村名を記載する。

第2節 地積 第3章 一般計画 第4章 対象施設の状況	第1表	地積とは、本事業によって受益する土地の面積をいう。 1. 面積は、土地登記簿を原則とするが、それ以外の土地登記簿の情報を反映させていることが明確である各種公的書簿を利用して面積を求めている場合は、土地登記簿に準ずる根拠資料として取り扱うものとする。また、土地登記簿等から面積が得られないものについては、実測又は図測等で面積を計測するものとする。なお、備考欄に引用した根拠資料名、計測方法等について記載する。 2. 市町村別に区分しにくい場合は、市町村名を記載し、面積は一括してもさしつかえない。 3. 単位は1ha までとする。 工事の対象となる施設の概要及び工事を必要とする理由を記載する。
第1節 用水施設 1 貯水池 2 頭首工 3 揚水機 4 用水路 5 その他かんがい施設	第2表－1 第2表－2 第2表－3 第2表－4	造成工期及び造成工事費の欄は基本事業(当該事業の対象となる施設を造成した事業)計画について記入する。 造成工期及び造成工事費の欄は基本事業(当該事業の対象となる施設を造成した事業)計画について記入する。 造成工期及び造成工事費の欄は基本事業(当該事業の対象となる施設を造成した事業)計画について記入する。 造成工期及び造成工事費の欄は基本事業(当該事業の対象となる施設を造成した事業)計画について記入する。
第2節 排水施設 1 排水水門 2 排水機 3 排水路 4 その他排水施設	第3表－1	様式は第2表－3に準ずる。 様式は第2表－4に準ずる。
第3節 その他の施設 第4節 周辺環境 第5章 主要工事計画 第1節 要旨 第2節 用水施設 1 貯水池 2 頭首工 3 揚水機 4 用水路	第4表－1 第4表－2 第4表－3 第4表－4	工事計画の概要を記載する。 工事の工法、構造、数量等について記載する。

<u>5 その他かんがい施設</u> <u>第3節 排水施設</u> <u>1 排水水門</u> <u>2 排水機</u> <u>3 排水路</u> <u>4 その他排水施設</u>		様式は第4表に準ずる。
--	--	-------------

項目	表番号	記載要領
<u>第4節 その他の施設</u> <u>第6章 附帯工事計画</u> <u>第7章 工事の着手及び完了の予定時期</u> <u>第8章 環境との調和への配慮</u> <u>第9章 事業費の総額及び内訳</u> <u>第10章 効用※</u> <u>第11章 関連する事業</u> <u>1 基本事業</u> <u>2 維持管理事業</u> <u>3 その他の関連事業</u> <u>第12章 現況・計画図面</u> <u>1 現況平面図</u> <u>2 計画平面図</u> <u>3 主要構造図</u> <u>4 図面目録</u>		総額及びその内訳を記載する。内訳は、主要工事費、付帯工事費及びその合計額を記載する。 事業の施行によって生ずる効果について記述する。 当該事業の対象となる施設を造成した国営事業の概要を記載する。 縮尺5万分又は2万5千分の1地形図を用いる。 縮尺5万分又は2万5千分の1地形図を用いる。 主要施設（主要工事計画）の構造を表示する。

※基本事業による効用を継続的に発揮させるための計画的な更新事業が予定される地区であり、かつ、事業費の総額が10億円未満の場合に限り、基本事業等の経済性の評価結果等を用いた簡便的な手法により本事業の経済性及び受益者負担の可能性（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第2条第1項第3号及び第4号の各要件）を判断するとともに、それぞれ定性的な記載としてもよい。

別記様式第 4 号

土地改良施設突発事故復旧・防止事業採択申請書

番 号
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿

〔地方農政局長又は
沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

下記のとおり〇〇年度〇〇地区土地改良施設突発事故復旧・防止事業
(補助)を実施したいので、土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補
助)実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号)第 7 の規定
に基づき、採択されたく申請します。

記 (略)

別記様式第 5 号

土地改良施設突発事故復旧・防止事業費決定通知書

番 号
年 月 日

都道府県知事 氏名 殿

別記様式第 4 号

土地改良施設突発事故復旧事業採択申請書

番 号
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿

〔地方農政局長又は
沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

下記のとおり〇〇年度〇〇地区土地改良施設突発事故復旧事業(補
助)を実施したいので、土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要
綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号)第 7 の規定に基づき、
採択されたく申請します。

記 (略)

別記様式第 5 号

土地改良施設突発事故復旧事業費決定通知書

番 号
年 月 日

都道府県知事 氏名 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった〇〇年度〇〇
地区土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）について、事業費を
決定したから通知する。

記（略）

別記様式第6号

都道府県営（団体営）土地改良施設突発事故復旧・防止事業計画書の変
更協議書

番 号
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿

（地方農政局長又は
沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって事業費の決定の通知があ
った土地改良施設突発事故復旧・防止事業計画書について変更したいの
で、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要綱（平成 30
年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号）第 8 の 2 の規定に基づき、下記の
書面を添えて協議します。

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった〇〇年度〇〇
地区土地改良施設突発事故復旧事業（補助）について、事業費を決定し
たから通知する。

記（略）

別記様式第6号

都道府県営（団体営）土地改良施設突発事故復旧事業計画書の変更協議
書

番 号
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿

（地方農政局長又は
沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって事業費の決定の通知があ
った土地改良施設突発事故復旧事業計画書について変更したいので、土
地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付
け 29 農振第 2308 号）第 8 の 2 の規定に基づき、下記の書面を添えて協
議します。

記（略） 別記様式第 7 号 <u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業中止（廃止）報告書</u> 番 号 年 月 日 農村振興局長 氏名 殿 （ 地方農政局長又は 沖縄総合事務局長 ） 都道府県知事 氏 名 〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって事業費の決定の通知があった<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業</u>のうち、下記箇所に係る事業を中止（廃止）したので、<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号）第 8 の 3 の規定に基づき、報告します。</u> 記（略）	記（略） 別記様式第 7 号 <u>土地改良施設突発事故復旧事業中止（廃止）報告書</u> 番 号 年 月 日 農村振興局長 氏名 殿 （ 地方農政局長又は 沖縄総合事務局長 ） 都道府県知事 氏 名 〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって事業費の決定の通知があった<u>土地改良施設突発事故復旧事業</u>のうち、下記箇所に係る事業を中止（廃止）したので、<u>土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号）第 8 の 3 の規定に基づき、報告します。</u> 記（略）
---	--

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。